

大洲市教育委員会 1月定例会会議録

1 開催の日時及び場所

令和6年1月29日(月) 午後3時00分

大洲市役所庁舎第一別館3階第2会議室

2 定数 5人

3 出席者

教育長	櫛部 昭彦
委員	渡邊 ひとみ
委員	吉岡 恵一
委員	久米山 雅美

4 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	城戸 弘一
教育総務課長	加納 紀彦
学校教育指導監	西山 慎介
生涯学習課長	渡邊 慎二
文化スポーツ課長	脇坂 剛
学校給食センター所長	深部 一男
教育総務課長補佐	藤原 優勝
教育総務課主事	清水 小百合

5 傍聴人の数 0人

6 開会宣言

教育長 それでは、ただ今から、大洲市教育委員会「1月定例会」を開会いたします。

〔午後3時00分開会〕

7 前回の承認会議録

教育長 まず、「前回会議録の承認」についてお諮りいたします。去る、12月22日開催の定例会の会議録につきましては、すでに事務局から各委員に原案が提示されております。

この原案に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 特に、質疑・意見もありませんので、前回会議録につきましては、原案のとおり承認することにいたします。

8 教育長一般報告

教育長 次に、「教育長一般報告」に移ります。各所属長から順次報告をお願いします。

〔各所属長、順次、「教育長一般報告」を行う。〕

教育長 ただ今の「教育長一般報告」について、質疑・意見等はありませんか。なければ以上で、「教育長一般報告」を終わります。

9 議 事

教育長 それでは、これより議事に入ります。まずは、条例関係の議案から、「第1号議案 大洲市立学校体育施設照明使用料条例の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

〔文化スポーツ課長、「第1号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。それでは、これより採決いたします。

「第1号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第1号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

教育長 次に、「第2号議案 大洲市体育施設条例の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

〔文化スポーツ課長、「第2号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。  
「第2号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第2号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

教育長 次に、「第3号議案 大洲市文化研修センター条例の廃止について」と「第4号議案 大洲市河辺地域活性化センター条例の廃止について」は、提案理由が同じであるため、一括して説明を求めますので最後にまとめて質疑・意見をお願いします。その後、一括して採決いたします。事務局から説明をお願いします。

〔生涯学習課長、「第3、4号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありますか。

吉岡委員 これまで文化研修センターとして担っていた事業自体は今後どのような形態になるのかお教え願います。

渡邊課長 文化研修センターが独自で行っていた事業として、パソコン教室がございます。この事業については、可能な限り生涯学習課が引き継いで実施していきたいと考えております。また、高齢者スマートフォン教室を文化研修センターを会場に実施しておりました。この事業についても引き続き実施していきたいと思っておりますが、会場を借用する際に、若宮自治会で実施される事業・イベント等が最優先されますので、借用する際は十分に協議し進めていきたいと考えております。

教育長 よろしいですか。

吉岡委員 はい、わかりました。

教育長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。

「第3号議案」及び「第4号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第3号議案」及び「第4号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

教育長 次に、「第5号議案 大洲市勤労青少年ホーム条例の廃止について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

〔生涯学習課長、「第5号議案」について説明する。〕

教育長 　ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。  
　　〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 　それでは、これより採決いたします。  
　　「第5号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。  
　　〔挙手全員〕

教育長 　挙手全員であります。よって、「第5号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

教育長 　次に、規則関係の議案のうち、「第6号議案 大洲市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」から「第10号議案 大洲市学校及び学校以外の教育機関に勤務する職員の職種別定数規則の一部改正について」の議案5件については、提案理由が同じであるため、一括して説明を求めますので最後にまとめて質疑・意見をお願いします。その後、一括して採決いたします。事務局から説明をお願いします。  
　　〔教育総務課長、「第6～10号議案」について説明する。〕

教育長 　ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。  
　　〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 　それでは、これより採決いたします。  
　　「第6号議案」から「第10号議案」までを原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。  
　　〔挙手全員〕

教育長 　挙手全員であります。よって、「第6号議案」から「第10号議案」までは、原案のとおり決することにいたしました。

教育長 　次に、「第11号議案 大洲市立学校教員住宅管理規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。  
　　〔教育総務課長、「第11号議案」について説明する。〕

教育長 　ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。  
　　〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 　それでは、これより採決いたします。  
　　「第11号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。  
　　〔挙手全員〕

教育長 　挙手全員であります。よって、「第11号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

教育長 　次に、「第12号議案 大洲市スポーツ推進委員規則の一部改正につい

て」から「第14号議案 大洲市肱川農業者トレーニングセンター条例施行規則の一部改正について」の議案3件について、これも提案理由が同じであるため、一括して説明を求めますので最後にまとめて質疑・意見をお願いします。その後、一括して採決いたします。事務局から説明をお願いします。

教育長 〔文化スポーツ課長、「第12～14号議案」について説明する。〕  
ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。

「第12号議案」から「第14号議案」までを原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第12号議案」から「第14号議案」までは、原案のとおり決することにいたしました。

教育長 次に、「第15号議案 大洲市公民館条例施行規則の廃止について」から「第17号議案 大洲市文化研修センター条例施行規則の廃止について」の議案3件について、これも提案理由が同じであるため、一括して説明を求めますので最後にまとめて質疑・意見をお願いします。その後、一括して採決いたします。事務局から説明をお願いします。

〔生涯学習課長、「第15～17号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。

「第15号議案」から「第17号議案」までを原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第15号議案」から「第17号議案」までは、原案のとおり決することにいたしました。

教育長 次に、「第18号議案 大洲市勤労青少年ホーム条例施行規則の廃止について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

〔生涯学習課長、「第18号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。

「第18号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願

いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第18号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

教育長 次に、規程関係の議案であります「第19号議案 大洲市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」と「第20号議案 大洲市学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部改正について」、これも提案理由が同じであるため、一括して説明を求めますので最後にまとめて質疑・意見をお願いします。その後、一括して採決いたします。事務局から説明をお願いします。

〔教育総務課長、「第19、20号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。

教育長 「第19号議案」及び「第20号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第19号議案」及び「第20号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

教育長 次の、「第21号議案 大洲市教育委員会関係市費職員の再任用について」は、議事の都合により、のちほど審議することにいたします。

教育長 次に、その他に移ります。各委員さん方、何かありませんか。

吉岡委員 先ほどの「第17号議案」及び「第18号議案」のところで伺いすればよかったのですが、「第4号議案」において、河辺地域の活性化センター条例は廃止されましたが、規則については存続でよろしいのでしょうか。

渡邊課長 施行規則は定めておりませんので、条例のみの廃止となります。

吉岡委員 わかりました。もう一点よろしいでしょうか。

教育長 はい、どうぞ。

吉岡委員 教育委員会が管轄ではないかもしれませんが、今回のコミュニティセンター化に伴って、若宮と田口は災害時の避難所に指定されるということなのですが、備蓄食料などの物資について、現在のところで何か情報があれば教えてください。

渡邊課長 コミュニティセンターになれば、新たに若宮と田口が避難所になることになっていますが、現在若宮地域については喜多小学校、田口地域

については大洲北中学校が指定避難所になっています。また、今現在若宮分館と田口分館には、防災対策に必要な資機材などが入っている防災倉庫がありますが、今後避難所に指定されますと、毛布や非常用備蓄食料などが必要になってきます。実際に備蓄する場所等について、自治会長さんや分館長さんからご意見があり危機管理課へ話を通しておりますので、今後避難所の関係については自治会と危機管理課で詳細を詰めていくことになると思います。

教育長

よろしいですか。

吉岡委員

はい、わかりました。

教育長

他にありませんか。

ないようでしたら、次に、事務局からありませんか。

〔教育総務課長、「その他① 大洲市いじめ・不登校等対策協議会設置要綱の一部改正について、その他② 大洲市立学校における働き方改革検討委員会設置要綱の一部改正について、その他③ 大洲市閉校施設倉庫設置費補助金交付要綱の一部改正について、その他④ 大洲市学校腎疾患対策委員会設置要綱の一部改正について、その他⑤ 大洲市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費交付要綱の一部改正について、その他⑥ 大洲市立学校教員住宅管理要綱の一部改正について」を説明する。〕

〔生涯学習課長、「その他⑦ 大洲市青少年対策本部設置要綱の一部改正について、その他⑧ 大洲市子供読書活動推進委員会設置要綱の一部改正について、その他⑨ 地域交流センター建設検討委員会設置要綱の廃止について、その他⑩ 大洲市大川公民館建設検討委員会設置要綱の廃止について、その他⑪ 大洲市公民館における防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱の廃止について」を説明する。〕

〔教育総務課長、「その他⑫ 大洲市きらめき大賞・大洲市地域づくり表彰について」を説明する。〕

教育長

ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

吉岡委員

設置要綱の中で、ほとんどがコミュニティセンターへの移行に伴って公民館という文言を削除するものだと思うのですが、例えば、大洲市いじめ・不登校等対策協議会の委員として、今まで地域の代表者がいられていたのですが、今後コミュニティセンターに移行した後の補充は考えられているのでしょうか。

加納課長

今のところ公民館条例の廃止に伴う役職等の改正のみを行っております。今後、それぞれの協議会等において新たな委員等の選任をどのよ

うにするか、必要に応じて検討することになると思います。

吉岡委員 地域の代表者の方に入っていただいたほうが、様々な意見が出てよいのではないかと思いますので、また今後組織の中で検討していただければと思います。

教育長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 特にないようですので、次に、「2月定例会」の開催日程についてお諮りします。事務局の原案がありましたら説明願います。

〔教育総務課長、「原案」について説明する。〕

教育長 ただ今事務局より説明がありましたが、委員の皆さんの御都合はいかがでしょうか。

〔全委員、原案了承する。〕

教育長 それでは、次回定例会は、2月19日 月曜日 午後4時00分から、隣の3階第1会議室において開催いたします。

教育長 ここで、お諮りいたします。

「第21号議案 大洲市教育委員会関係市費職員の再任用について」は、人事に関する案件でありますので、「大洲市教育委員会会議規則」第12条の規定に基づき、非公開により審議したいと思います。

これに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、この議案の審議は、非公開とすることに決しました。

教育長 それでは、「第21号議案 大洲市教育委員会関係市費職員の再任用について」を議題といたします。

関係者以外は、退室願います。

〔教育部長、教育総務課長以外は退室〕

教育長 それでは、「第21号議案 大洲市教育委員会関係市費職員の再任用について」事務局から説明をお願いします。

〔教育総務課長、「第21号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。

「第21号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕



教育長 挙手全員であります。よって、「第21号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

〔退室していた職員が入室〕

#### 10 閉会宣言

教育長 以上で、本日の議事はすべて終了いたしましたので、これをもって本日の定例会を閉会することにいたします。

〔午後3時46分 閉会〕

上記会議の顛末を記録して、その相違なきことを証するためここに署名する

教 育 長

教 育 長  
職務代理者

委 員

委 員

委 員

上記、記録責任者